

# 特別養護老人ホームおおさわの里入所指針

## 1. 目的

この指針は、介護保険制度の施行により、特別養護老人ホームおおさわの里（以下「施設」という。）への入所申込みする者について、入所の基準及び手続き（以下「入所基準等」という。）を明らかにし、入所における透明性・公平性を確保するとともに、介護保険制度の趣旨に則した施設サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2. 入所の申込み

### （1）入所申込み

入所の申込みは、別紙1「特別養護老人ホームおおさわの里入所申込書」により行うものとする。

申込書には原則として、別紙2「介護支援専門員意見書」を添えるものとする。

### （2）施設の説明

施設は、入所の申込みがあった場合には、入所順位の決定方法について説明を行うとともに、自ら適切な施設サービスを提供することが困難な場合は、その理由を入所申込者及び家族等に対し、十分に説明し理解を得るとともに、必要に応じて病院、診療所、介護老人保健施設等を紹介するなどの措置を講じなければならない。

### （3）受付簿の作成

施設は、入所申込書を受理した場合には、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。

## 3. 入所検討委員会

施設は、入所の決定に関する事務を処理するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （1）委員会の構成

委員会は、施設長、副施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、介護支援専門員等の施設関係者のほか、透明性・公平性の観点から施設職員以外の委員を加えて構成する。なお、施設職員以外の委員としては在宅介護支援センターの職員、関係市の担当職員、地域における医療・福祉に精通した者、理事以外の法人評議員などから施設長が委嘱する。

### （2）運営

委員会は、施設長が招集し、原則として3ヶ月に1回以上開催する。ただし、入所順位の変更等の実態がない場合は、委員会の開催を延期できるものとする。

### （3）所掌事務

委員会は、合議により入所に関する調査・検討を行い、入所の必要性の高さに応じた入所順位を決定する。生活相談員及び介護支援専門員（計画担当）は入所順位登載名簿の整備、調整を行い、これに基づいて入所の決定を行う。

### （4）議事録

委員会は、審議の内容を明確かつ詳細に記録した議事録を作成し、2年間保管するとともに、県又は市町村から求められた場合には、入所申込者及び家族のプライバシーに配慮したうえでこれを提出するものとする。

#### 4. 守秘義務

施設の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所申込者及びその家族等に係る情報を他に漏らしてはならず、その職を退いた後もまた同様とする。

#### 5. 説明責任

施設は、入所判定等についての説明担当者として生活相談員及び介護支援専門員（計画担当）等を充てる。入所希望者及びその家族から説明を求められたときは、適切な説明を行うものとする。

#### 6. 入所順位の評価基準

(1) 委員会が入所順位を決定するに当たっての評価基準は、別紙「おおさわの里入所申込者評価基準」（以下「基準」という。）によるものとする。

(2) 委員会は、入所申込者の状況を調査等のうえ、基準の評価項目ごとに点数化し、合計点数が高いに優先順位を付けるものとする。

なお、この方法で順位付けが困難な場合又はその他特に考慮が必要な事情がある場合等には、その事情等を勘案することができるものとする。

#### 7. 老人福祉法に基づく措置

施設は、行政から老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所依頼があった場合には、優先的な入所を決定することができる。ただし、当該決定を行った場合には後日、当該決定の内容について委員会に報告しなければならない。

#### 8. その他

(1) 施設は、適宜入所申込者のその後の状況を再確認し、必要に応じて入所順位を見直すものとする。

(2) 入所決定が通知されたにもかかわらず、申込者側の都合により入所辞退があった場合には、辞退の理由等を考慮のうえ施設において入所順位の繰り下げの措置を講ずることができるものとする。

(3) 入所基準等は、公表することとする。

平成15年06月01日制定

平成17年03月19日改正（市町村合併に伴い）

平成19年04月01日改正（委員会の構成役職の追加変更に伴い）